2　次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨（第二号又は第三号に掲げる場合にあっては、その旨及び当該個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書）を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録機関に）届け出なければならない。

一　個体に講じた個体識別措置が破損又は脱落した場合

二　個体から個体識別措置を取り外した場合（前項第一号括弧書に規定する事由がある場合に限る。）

三　前二号に掲げる事由が生じた後、当該個体に個体識別措置を講じた場合（法第二十条第七項の規定により変更登録を受けた場合を除く。）

（登録票の消印）

第十二条の三　法第二十二条第三項の規定により返納に係る登録票に消印をする場合には、当該登録票の見えやすい位置に穴を開けるものとする。

（機関登録の申請等）

第十三条　法第二十三条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　個体等登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　個体等登録関係事務を開始しようとする年月日

2・3　（略）

（個体等登録関係事務の実施の方法等）

第十四条　法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　登録（更新を含む。次号及び第四号並びに第十五条第二号及び第十号において同じ。）の申請に係る個体等の種を確認すること。

二　登録の申請に係る個体等が令第八条に規定する要件に該当することを確認すること。

三　（略）

四　登録の申請に係る個体等が第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、個体識別措置が適切に講じられていること及び当該個体識別措置に係る番号（登録の更新にあっては、当該個体に係る個体識別番号）を確認すること。

2　法第二十四条第三項の環境省令で定める軽微な事項に係る変更は、法第二十三条第一項の登録を受けた者の住所（法人にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更とする。

3　法第二十四条第五項の個体等登録関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一　個体等登録関係事務を行う時間及び休日に関する事項

二　個体等登録関係事務を行う事務所に関する事項

三　個体等登録関係事務の実施体制に関する事項

四　第一項第二号から第四号までの確認の方法に関する事項

五　（略）

六　個体等登録関係事務に関する秘密の保持に関する事項

七　個体等登録関係事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、その他個体等登録関係事務の実施に関し必要な事項

（新規）

（機関登録の申請等）

第十三条　法第二十三条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　（略）

二　登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録関係事務を開始しようとする年月日

2・3　（略）

（登録関係事務の実施の方法等）

第十四条　法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　登録の申請に係る個体等の種を確認すること。

二　登録の申請に係る個体等が令第四条に規定する要件に該当することを確認すること。

三　（略）

（新規）

2　法第二十四条第四項の登録関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一　登録関係事務を行う時間及び休日に関する事項

二　登録関係事務を行う事務所に関する事項

三　登録関係事務の実施体制に関する事項

四　前項第二号及び第三号の確認の方法に関する事項

五　（略）

六　登録関係事務に関する秘密の保持に関する事項

七　登録関係事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、その他登録関係事務の実施に関し必要な事項